

令和7年8月吉日

安土町商工会青年部  
部長 井尻 尚人

## のぶまるナイトマルシェ出店要項

### 《出店資格》

- ① 安土町商工会会員
- ② キッチンカー事業者（安土町商工会青年部が適当と認める団体・グループ・その他企業）  
(出店数に限りがあるため、定数を超えた場合は厳正に決めさせて頂きます。)

※以下の場合は出店を認めない

- ① 【申込者】と【出店者】が異なる場合
- ② (1) 刑事事件の被疑者として逮捕され、又は被告人として追訴されている者  
(2) 役員又は使用人のうちに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有するものがあると認められる場合。

### 《開催日時》

令和7年10月18日（土）【延期の場合は11月1日（土）】

のぶまるナイトマルシェ 16：00～20：00（少雨の場合決行）

※荒天による延期の場合は当日12:00に電話、Instagram、LINEのいずれかにて連絡します。

花火打上 19：30～

※悪天候により花火師の判断で延期の場合は当日15:00頃に青年部Instagramにて連絡します。

強風が予想される等の場合は花火のみ中止（ナイトマルシェのみ実施）となる可能性が御座います。

### 《開催場所》

西の湖周辺道路（右のQRコードもしくはチラシから確認して下さい）

### 《出店内容について》

出店物は飲食物、物品販売、体験型等、販売形態を問いません

### 《搬入搬出について》

搬入 当日の14：30～15：30までに完了のこと  
15：30には車両を会場から移動させること

搬出 撤収を20時15分に完了、搬出を20：15～20：45までに完了してください。

- ※ 出店者の駐車場所は御希望の場合、1台のみ確保します。
- ※ 出店者駐車場は後日ご連絡させて頂きます。
- ※ 20：15に搬出車両に待機し、指示があるまで車の移動はさせないこと（時間厳守）。  
なお、当日・翌日に係わる盗難・破損等の事故があった場合も、主催者は責任を負わない。



のぶまるナイトマルシェサイト

## 《出店料》

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 安土町商工会員   | ¥3,000（発電機使用の場合別途¥2,000） |
| 安土町商工会員以外 | ¥10,000（電気はご自身でご用意ください）  |

## 《備品その他》

机、イス、ガス、発電機、延長コード等、販売に必要な備品は出店者自身で準備すること。

※机2台、椅子4脚は貸し出し可能です。（必要な場合は出店申込書に必要数を記入して下さい。）

## 《販売コーナーの形態》

※持込テントサイズは3.6m×5.4m以内の物で1張まで、設置場所は青年部で指定する

## 《テント内の設置》

個性的な販売台やショーケース、のぼり旗、幕にて自由に飾り付けをすることは認める。

創意工夫を凝らした看板や呼込み、PRポスター、チラシ配布など、ユニークな宣伝活動は歓迎する。

## 《管理・運営》

企画・管理（盜難、破損等）商品の搬入、搬出、残務処理等出店者が責任をもって実施のこと。

## 《注意点並びに守って頂く点》

公道を利用して頂くため、マナーを守った利用をお願いいたします。

- ① 事前の注意点を守り、主催者からの指示に速やかに従うこと。
- ② 必要に応じて実施される選考・抽選に異議を申し立てないこと。
- ③ 食品等の取り扱いについては、食品営業類似行為指導基準を守り、衛生面には特に注意すること。  
(手洗い、アルコール消毒など)
- ④ 申込書に記載していない商品の無断販売は保健所の観点から禁止とする。
- ⑤ ガス等の火気を伴う場合は、器具の取り扱いに充分注意し、火災等の事故が起こらないように努めること。なお、火気を伴う出店者は、**消火器**を備え付けること。
- ⑥ 電気を使用する場合、各自で延長コード等を用意する事。また、事前に申請した電力数以上の電気は無断で使用しない事。なお漏電防止のため、事前に電気機器が使用できるか確認すること。（他の出店者の電気機器まで使えなくなる場合があるため）
- ⑦ 水道水が必要な場合、B&G海洋センターの水を用いること。また、洗い物が必要な場合も、現地で行わず、持ち帰ること。
- ⑧ 風紀を乱したり、騒音や悪臭などで迷惑をかける行為は、行わないこと。
- ⑨ 販売コーナーの設置にあたって、テントの位置の変更や破損のある行為はしないこと。
- ⑩ 風・雨等で破損の恐れのある商品は、各自が対応すること。
- ⑪ 汚物や廃物・ゴミ等は、各自責任をもって持ち帰ること。  
来場者用のゴミ袋を一枚配布する。その分は搬出後に出店場所に残して頂いて構わない。  
**出店者のごみは、各自での持ち帰り下さい。**
- ⑫ アルコール飲料販売は安土町商工会青年部に限る。
- ⑬ 上記各項目に違反した場合、今後の出店を主催者が断る場合がある。
- ⑭ 会場等に損害を与えた場合は、出店者の負担で原状復旧していただきます。
- ⑮ 盗難や販売上のトラブルは、出店者の責任で処理願います。
- ⑯ 中止となった場合、出店の準備等に要した経費（食材など）は補償できませんのでご留意願います。